

# 第3章 基本計画

## ・豊かな自然環境を活かしたまちづくり

- 1．自然環境の保護
- 2．都市基盤の整備・充実

1 - 1 . 自然環境の保護対策の充実

現状

- ・本町は、クッチャロ湖、ベニヤ原生花園、北見神威岬（斜内山道）などの雄大で豊かな自然環境を有しています。
- ・クッチャロ湖を中心とする地域は、北オホーツク道立自然公園に指定されているとともに、ラムサール条約<sup>1</sup>の登録湿地に指定されており、貴重な動植物が生息し、白鳥をはじめとする多くの野鳥が飛来する景勝地となっています。
- ・平成19年度現在、自然保護監視員2名と鳥獣保護委員1名を配置し、自然環境の保護・管理に努めています。
- ・自然環境については、「クッチャロ湖湿原保全プラン」(平成11年度策定)及び「クッチャロ湖鳥獣保護区保全事業基本計画」(平成19年度策定)に基づき、計画的な保全に努めています。

<sup>1</sup> ラムサール条約：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。渡り鳥などの多い水鳥の生息地として重要性の高い湿地を登録し、その賢明な利用を通じて保護を図ることが義務付けられている条約。

課題

- ・「クッチャロ湖湿原保全プラン」等の進捗状況を検証し、計画的な自然環境の保全施策の実施が必要となっています。
- ・自然保護監視員等の充実や保護管理体制の強化が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・北オホーツク道立自然公園のより一層の保全のため、公園内及び公園周辺地域の積極的な保護・管理を推進するとともに、フラワーガイド等自然保護団体を活用した環境保護思想の啓蒙に努めます。
- ・豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、計画的かつ官民一体となった自然環境の保護管理体制の充実に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
保護管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護管理の強化</li> <li>・環境保護思想の啓蒙</li> <li>・計画的な管理運営の充実</li> <li>・NPO法人等との連携など、官民一体となった保護管理体制の充実</li> </ul>

## 1 - 2 . 野生動植物の保護と有害鳥獣等防除対策の充実

## 現状

- ・クツチャ口湖における鳥類標識調査、白鳥飛来調査及び水質調査等の自然環境基礎調査の継続実施を行っています。
- ・水鳥観察展示資料施設の増設・拡充が図られています。
- ・地元猟友会と連携しヒグマ、エゾシカ等の有害鳥獣の適切な防除に努めています。
- ・道指定記念保護樹木（ハルニレの木・竜頭の松）及び道指定学術自然保護地区（カシワ林）の日常的な保護管理に努めています。

## 課題

- ・鳥類標識調査等の充実が課題となっています。
- ・ヒグマ、エゾシカ等の有害鳥獣、アライグマ等の特定外来種などが増加しており、有害鳥獣等の調査及び防除対策の強化が必要となっています。
- ・保護樹木の樹齢が高く病気等が心配されています。

## 基本方針と主要施策

- ・本町に飛来する貴重な野鳥の保護を図るため、その基礎資料となる各種調査の継続実施、野鳥保護思想の啓発を担う展示資料施設の充実など、野鳥保護対策の充実に努めます。
- ・保護樹木の樹齢に配慮した日常的な管理を充実するなど、保護樹木等の保護・保全の充実を図ります。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
<b>野鳥保護対策の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な職員の充実</li> <li>・水鳥観察展示資料施設の充実</li> <li>・鳥類標識調査、白鳥飛来調査の継続実施</li> <li>・自然環境基礎調査の継続実施</li> </ul>
<b>有害鳥獣等防除の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の防除</li> <li>・特定外来種の調査及び防除</li> </ul>
<b>保護樹木等の保護・保全の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な管理の充実</li> </ul>

1 - 3 . 環境保全対策の充実

現状

- ・ごみのポイ捨て防止、不法投棄に対する注意喚起など、広報等を通じた環境保全意識の啓発や不法投棄の巡回監視を行っています。
- ・環境保全推進委員による適切な管理・指導を図っています。
- ・風力発電施設5基（平成13年度4基、平成17年度1基、合計4,960kw）が設置され、クリーンエネルギーの推進に取り組んでいます。

課題

- ・環境に関する広報・啓発活動による環境保全意識の高揚や不法投棄防止のために関係機関や地域住民と連携した監視体制の充実が必要になっています。
- ・ダイオキシン類の発生防止や農業事業者の家畜ふん尿の適正処理など、環境保全に対する管理指導体制の充実が求められています。
- ・風力発電施設の拡充に向けた検討が必要になっています。

基本方針と主要施策

- ・地球温暖化の防止と循環型社会を形成するため、広報や啓発活動など、より一層の環境保全意識の啓発に努めます。
- ・不法投棄に対する監視体制の充実を図るため、関係機関や自治会等の地域住民と連携した環境美化運動の推進やごみポイ捨て防止運動の推進を図ります。
- ・風力発電の拡充に努め、クリーンエネルギーを推進します。
- ・公害による生活環境の悪化を未然に防止するため、環境保全推進委員会を中心とした管理指導体制の充実を図ります。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
環境保全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全意識の啓発</li> <li>・環境美化運動の推進、ごみポイ捨て防止運動の推進</li> <li>・風力発電などクリーンエネルギーの推進</li> </ul>
管理指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害関連法令遵守の指導充実</li> <li>・環境保全推進委員会の管理指導体制の充実</li> </ul>

2 - 1 . 計画的な土地利用の推進

現状

- ・本町の土地利用は、平成 19 年度現在で町土の約 61.1%を森林が占め、次いで原野が約 11.6%、畑が約 10.7%となっており、宅地は約 0.3%となっています。
- ・本町では、森林や農地の保全を図る森林地域及び農業地域、一体の都市として総合的に開発・整備を図る都市地域などの土地利用区分に応じた適切な土地利用の運用によって無秩序な開発の防止を図っています。
- ・人口の減少等に伴い市街地内における遊休地が目立っています。

課題

- ・長期的な視点に立ち公共の福祉を優先させ、自然環境に配慮した適正な土地利用を図ることが必要となっています。
- ・計画的かつ効率的な土地利用の推進が必要となっています。

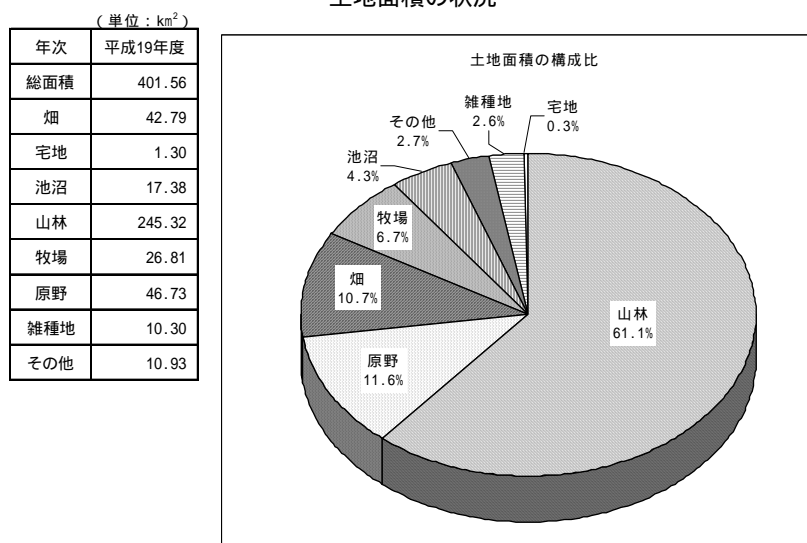
基本方針と主要施策

- ・自然環境や景観等に配慮し、長期的な視点に立った計画的な土地利用の推進を図ります。
- ・市街地内における遊休地等の計画的な有効活用と土地利用の活性化に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な土地利用の推進と誘導</li> <li>・市街地内遊休地の有効活用</li> <li>・土地利用計画の策定</li> </ul>

土地面積の状況



[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

2 - 2 . 住民参画による都市計画の推進

現状

- ・平成 16 年度に本町の都市計画の基本方針を示す「浜頓別町都市計画マスタープラン」を策定しています。
- ・現在、市街地周辺に都市計画区域、市街地には用途地域を指定し、適正な土地利用の誘導を図っているとともに、道路・公園・下水道等の都市施設を都市計画で定め、計画的な整備を図っています。

課題

- ・現在の都市計画は、市街地におけるまちづくりの基盤となるものであることから、住民参画による計画の策定や計画の推進が求められています。
- ・「浜頓別町都市計画マスタープラン」は、本計画を上位計画とすることから、本計画の内容に即した見直しが必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・都市計画は、市街地における住環境の向上を図る基盤となることから、土地利用、都市施設及び市街地開発などの多様な都市計画制度の計画的かつ適正な運用に努めます。
- ・住民参画による都市計画の推進を図るため、住民が主体となったまちづくり（都市計画マスタープラン）の見直しを図ります。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
<b>住民参画による都市計画の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域の適正な運用と見直し</li> <li>・都市施設の見直し</li> <li>・都市計画マスタープランの見直し</li> </ul>

## 2 - 3 . 緑豊かな都市環境の充実

## 現状

- ・本町の市街地における公園・緑地は、都市計画公園として浜頓別アメニティ公園、頓別児童公園の2箇所が都市計画決定されており、平成18年度に浜頓別アメニティ公園の整備を完了しています。
- ・都市計画公園以外の公園・緑地については、住宅団地に配置された小規模な公園が3箇所あるほか、クッチャロ湖畔に浜頓別町運動公園、白鳥公園、浜頓別町パークゴルフ場が整備されています。
- ・本町は、雄大で豊かな自然環境を有しており、海・湖・河川・山林など自然色豊かな都市景観が形成されています。

## 課題

- ・住民の利用ニーズを的確に把握した計画的な公園・緑地の維持・保全が求められています。
- ・市街地周辺の豊かな自然景観と調和した街並み景観の創出を図るため、道路・公園・公共施設における計画的な緑化の推進や花いっぱい運動など住民参加による緑化推進が必要となっています。
- ・自然景観の維持保全や街並み景観づくりを進めるための景観条例の制定について検討が必要となっています。

## 基本方針及び主要施策

- ・人口規模・世代構成などを勘案しつつ、利用ニーズに合った計画的な公園・緑地の維持・保全に努めます。
- ・公共公益施設等の計画的な緑化の推進を図るとともに、住民・事業者の参加による緑化の促進を図ります。
- ・美しい自然景観の維持・保全や魅力ある街並み景観づくりを進めるため、景観条例の制定に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
公園・緑地の維持・保全	・計画的な公園・緑地の維持・保全
街並み景観の創出	・計画的な緑化の推進 ・住民参加による緑化の促進 ・景観条例の制定

#### 2 - 4 . 交通体系の整備・充実

##### 現状

- ・本町には、国道 238 号と 275 号が整備されており、道北・道東を結ぶ重要な路線として、生活、医療、流通、観光等に大きな役割を果たしています。
- ・道道は、主要道道豊富浜頓別線、一般道道豊牛下頓別停車場線、浅茅野台地浜頓別線、頓別港線が整備され、地域内の生活、産業を支える幹線道路としての役割を果たしています。
- ・町道は平成 19 年度現在で総延長が 260,330m となっており、内改良済延長は 158,323 m (60.8%)、舗装済延長は 123,335m (47.3%) となっています。
- ・本町の公共交通機関は、昭和 60 年に国鉄興浜北線、平成元年に JR 天北線が廃止され、その後の代替バスとして、枝幸～浜頓別間、稚内～音威子府間、札幌市、旭川市へのアクセスとして都市間バスがそれぞれ運行されています。

##### 課題

- ・国道 238 号の防雪対策や防災危険箇所の整備が求められています。
- ・国道 275 号の下頓別市街地をはじめ曲線狭隘箇所の解消や天北峠の整備が求められています。
- ・道道 4 路線の整備・充実が求められています。
- ・住民生活の利便や産業活動の進展の基盤となる道路網の形成を目指し、未改良未舗装道路の整備が求められています。
- ・乗合バスは、地域住民の足を支える重要な公共交通であり、また、唯一の公共交通機関でもあることから、地域住民の足として、利用者のニーズや実態を把握しながら、必要な路線を維持していく必要があります。

##### 基本方針と主要施策

- ・関係機関との調整や要望を図りながら、国道・道道の整備・充実を図ります。
- ・社会情勢に応じた多様な道路整備の手法を活用し、計画的かつ効率的な町道の維持・保全に努めます。
- ・住民、事業者及び関係市町村と連携し、地域住民の足としての公共交通機関の適正な維持と利用の促進を図ります。
- ・地域の実情や交通弱者の利便性に考慮した新たな交通システムの導入に向けた検討に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
国道の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道 238 号の防雪対策や防災危険箇所の整備要望</li> <li>・ 国道 275 号の下頓別市街地をはじめ曲線狭隘箇所の解消や天北峠の整備要望</li> </ul>
道道の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道道 4 路線の整備・充実</li> </ul>
町道の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な町道の維持・保全</li> <li>・ 除排雪体制の充実</li> <li>・ 未改良未舗装道路の整備</li> </ul>
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス路線の維持と利用の促進</li> <li>・ 新たな交通システムの検討</li> </ul>

## 国道・道道・町道の整備状況

道路種別	路線数	実延長 (m)	現況別			路面別		
			改良済 (m)	未改良 (m)	改良率 (%)	砂利 (m)	舗装 (m)	舗装率 (%)
国道	2	33,623	33,623	-	100.0	-	33,623	100.0
道道	4	40,971	40,957	14	100.0	14	40,957	100.0
町道	262	260,330	158,323	102,007	60.8	136,995	123,335	47.4
計	268	334,924	232,903	102,021	69.5	137,009	197,915	59.1

[資料] 稚内開発建設部、稚内土木現業所、浜頓別町

2 - 5 . 上下水道の充実

現状

- ・本町の上水道は、昭和 53 年度に浄水場施設と配水池 1 箇所が整備され、より安全で安定した水の供給を図るため、平成 10 年度からスタートした簡易水道事業と営農用水事業の共同事業により、浄水場施設の改築・配水施設を整備し、平成 21 年度をもって完了予定となっています。
- ・平成 19 年度における給水人口は 4,285 人、給水普及率は 99.3%となっています。
- ・公共下水道事業は、平成 2 年度に供用を開始し、平成 19 年度における処理人口普及率は 81.4%、水洗化率は 87.8%となっています。
- ・下頓別地区の農業集落排水事業は、平成 4 年度に供用を開始し、平成 19 年度における処理人口普及率は 3.1%、水洗化率は 74.0%となっています。
- ・公共下水道事業、農業集落排水事業の処理区域以外の地区においては、合併処理浄化槽の普及促進に努めており、平成 19 年度における処理人口普及率は 9.8%、水洗化率は 36.7%となっています。

課題

- ・水需要への対応や未接続世帯の解消に努め、給水普及率の向上など、上水道事業の充実と効率化が求められています。
- ・生活環境の向上や公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業の充実と効率化、合併処理浄化槽の普及促進が求められています。

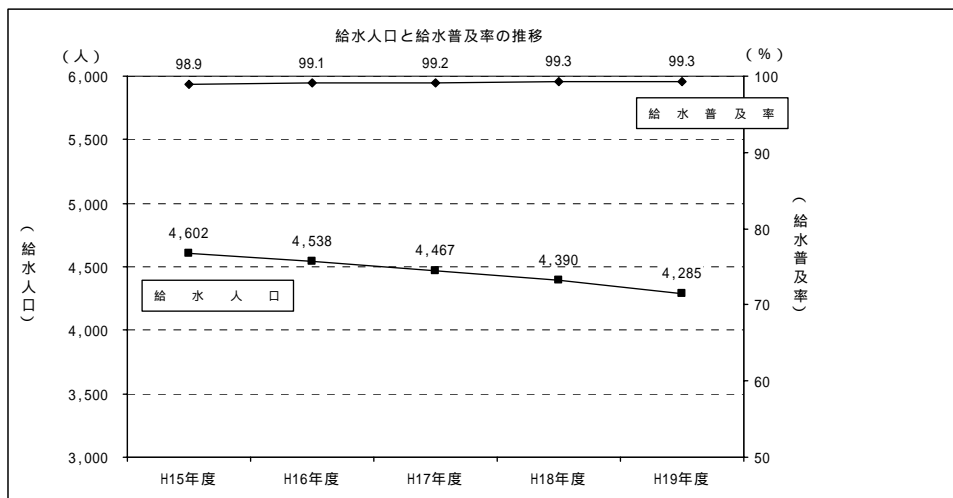
基本方針及び主要施策

- ・良質で安全な給水を確保するため、上水道施設の維持・保全に努めます。
- ・上水道の安定給水に努めるとともに、未接続世帯の解消に努めます。
- ・効率的な下水道事業を実施するため、公共下水道計画の見直しを図ります。
- ・管渠や処理場等の下水道施設の維持・保全に努めます。
- ・自然環境の保全及び公衆衛生向上のため、合併処理浄化槽の設置補助事業を継続し、普及促進に努めます。

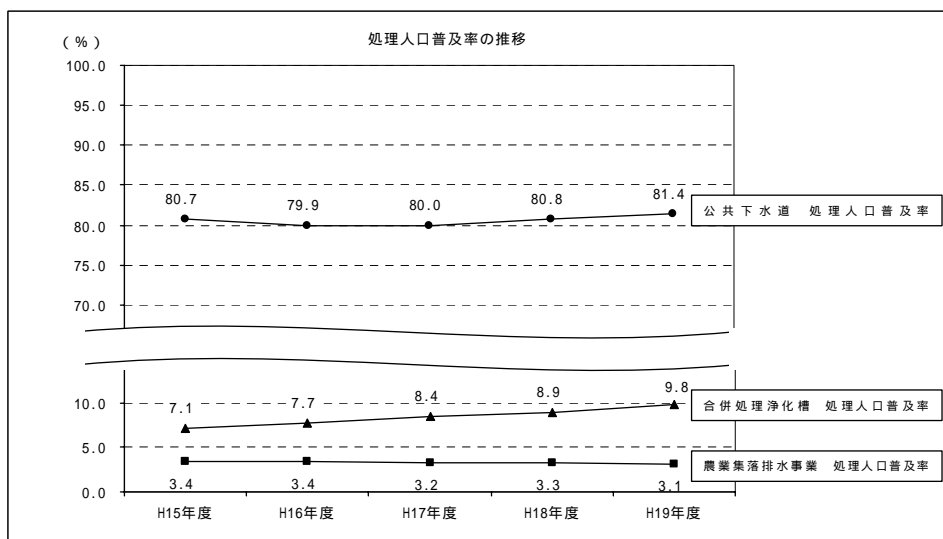
< 主要施策 >

施策項目	主な施策
上水道の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の維持・保全</li> <li>・未接続世帯の解消</li> </ul>
下水道の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道計画の見直し</li> <li>・下水道施設の計画的な更新</li> <li>・下水道施設の維持・保全</li> <li>・排水設備の普及促進</li> <li>・合併処理浄化槽の普及促進</li> </ul>

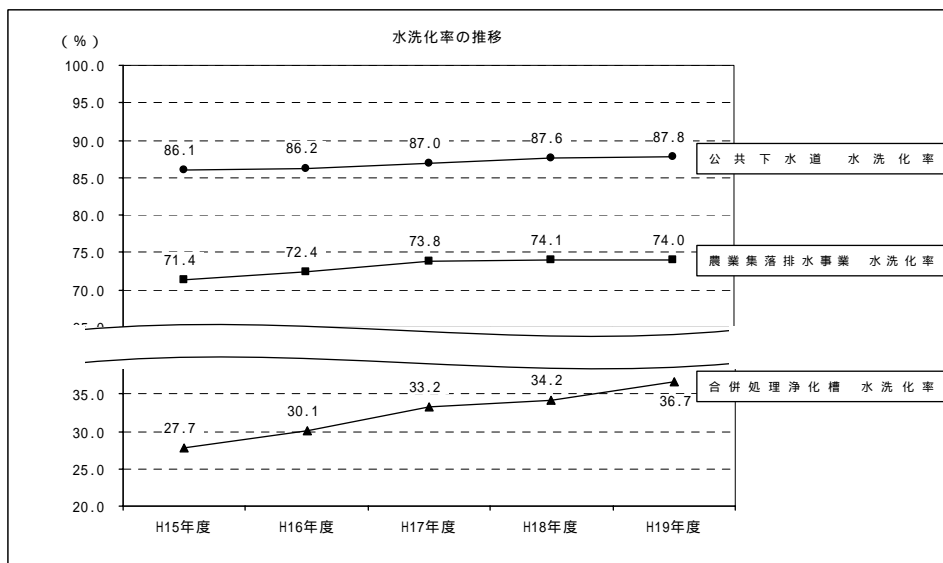
・豊かな自然環境を活かしたまちづくり - 2. 都市基盤の整備・充実



[資料]平成20年度浜頓別町統計資料



[資料]平成20年度浜頓別町統計資料



[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

2 - 6 . 住宅の整備・充実

現状

- ・本町の住宅の所有形態別世帯数割合は、平成17年の国勢調査では、持ち家率が約55.2%（北海道平均：約56.9%）、借家率は約44.8%（北海道平均：約43.1%）となっています。
- ・本町の公営住宅は、現在萌え木団地（計7棟52戸）を建設中であり、完成した萌え木団地5棟36戸を含めた平成19年度現在の管理戸数は12団地450戸となっていますが、団地の中には耐用年限を経過した老朽住棟も多くあります。
- ・浜頓別住宅団地（分譲済）、下頓別定住促進宅地、頓別住宅団地の分譲による宅地供給によって定住・移住の促進を図り、持ち家対策の推進に取り組んでいます。

課題

- ・住宅及び居住環境を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しているため、公営住宅だけではなく持ち家、民間借家等を含む総合的な住宅施策の展開が必要になっています。
- ・少子・高齢化が進行していくなか、高齢者や障がい者等の生活弱者が安心して生活を楽しむ住居の整備が必要になっています。
- ・建替事業を推進するために策定した「公共賃貸住宅再生マスタープラン」は、策定後10年が経過し、この間の人口の減少及び老朽住棟の増加に伴い、計画見直しの必要性が高まっています。

基本方針及び主要施策

- ・地域特性に応じた総合的・体系的な住宅施策の目標や方針を設定し、具体的な住宅施策を展開するために「住宅マスタープラン」を策定し、「公共賃貸住宅再生マスタープラン」から「公営住宅ストック総合活用計画」への見直しを図り、計画的な公的住宅の整備・充実に努めます。
- ・厳しい自然条件に対応する「北方型住宅」の普及啓発による北国の風土に適した住宅建築の促進に努めます。
- ・人口動向や宅地需要を十分に勘案しながら新たな住宅団地開発を検討するとともに、分譲中の住宅団地のより一層のPR活動による持ち家対策の充実を図ります。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
住宅の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅マスタープランの策定</li> <li>・計画的な公的住宅の整備・充実</li> <li>・北国の風土に適した住宅建築の促進</li> </ul>
持ち家対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな住宅団地開発の検討</li> <li>・下頓別定住促進宅地、頓別住宅団地のPR活動の充実</li> </ul>

## 公営住宅の状況

団地別内訳		
団地名	棟数	戸数
緑ヶ丘南	12	48
日の出	41	148
緑ヶ丘北	11	44
4町内	2	14
頓別	4	16
高砂	1	4
旭ヶ丘	13	60
緑ヶ丘	4	16
白鳥	8	52
下頓別	1	4
天北	2	8
萌え木	5	36
合計	104	450

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料(平成20年3月31日現在)

2 - 7 . ごみ処理体制の整備・充実

現状

- ・本町は、近隣自治体と南宗谷衛生施設組合を組織し、し尿については昭和46年から、焼却ごみについては昭和57年から広域処理を行っています。
- ・平成9年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、住民・事業者・行政が連携を図りながら、ごみの排出抑制や資源化・減量化等に努めています。
- ・平成15年10月からは、全てのごみの有料化を実施し、現在では10区分17種類の分別収集を行っています。

課題

- ・今後も住民・事業者・行政の連携のもと、より一層のごみの資源化・減量化等を図ることが重要であるとともに、収集施設・設備の機能維持、処理施設の適正な維持管理など、環境への負荷を可能な限り抑制するごみ処理体制の整備・充実が求められています。

基本方針及び主要施策

- ・分別の徹底やマイバック運動の普及促進など、広報等によるPR活動により、住民・事業者・行政が一体となっておごみの排出抑制及び減量化やリサイクルに取り組みます。
- ・産業廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関と連携しながら事業者への指導徹底を図ります。
- ・分別収集計画の定期的(3年)な見直しを行うとともに、ストックヤード及びリサイクル施設、収集車などの維持管理に努めます。
- ・関係機関との連携を図りながら、焼却施設、汚泥再生処理施設など廃棄物等に関する適正な処理を図ります。
- ・分別収集の徹底による最終処分量の削減化を図り、最終処分場の適正な維持管理に努めます。

< 主要施策 >

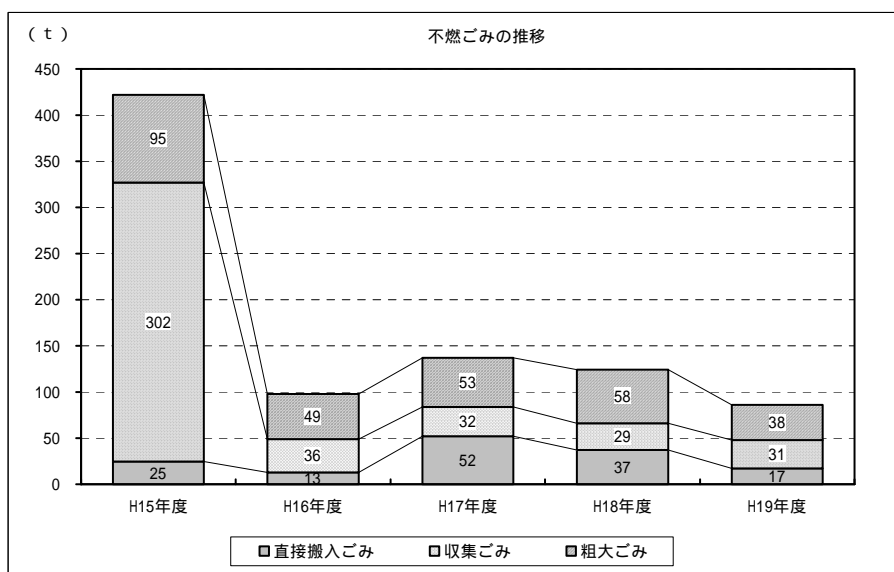
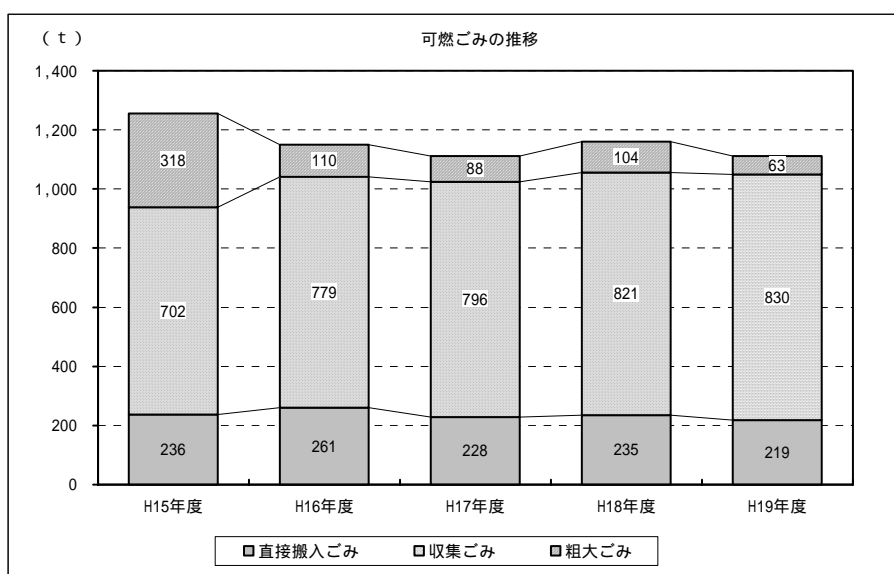
施策項目	主な施策
ごみ処理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集計画の見直し</li> <li>・マイバック運動の普及促進</li> <li>・産業廃棄物の適正処理の指導徹底</li> <li>・ごみの減量化とリサイクルの推進</li> </ul>
ごみ収集体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車の整備</li> <li>・収集施設・設備の機能維持</li> </ul>
ごみ処理施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の適正な維持管理</li> <li>・ごみ処理施設の適正な維持管理</li> </ul>

ごみ処理の状況

(単位：t)

区分	世帯数	可燃ごみ				不燃ごみ			
		直接搬入ごみ	収集ごみ	粗大ごみ	受入日数	直接搬入ごみ	収集ごみ	粗大ごみ	受入日数
平成15年度	2,035	236	702	318	303	25	302	95	242
平成16年度	2,018	261	779	110	309	13	36	49	243
平成17年度	2,014	228	796	88	310	52	32	53	244
平成18年度	2,008	235	821	104	310	37	29	58	244
平成19年度	1,988	219	830	63	309	17	31	38	244

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料(世帯数は各年10月1日現在)



2 - 8 . 火葬場、墓地の整備・充実

現状

- ・本町の火葬場は、浜頓別町営火葬場として昭和 46 年度に建設されました。
- ・本町の墓地は、現在、浜頓別墓地、下頓別墓地、宇曾丹墓地、斜内墓地の 4 箇所が設置されています。

課題

- ・火葬場は現在、随時修繕しながら運用していますが、施設の老朽化が進んでいるため、整備をしていく必要があります。
- ・住民ニーズに対応した適正規模の墓地と周辺環境整備を検討していく必要があります。

基本方針及び主要施策

- ・墓所の将来需要を勘案しながら、周辺環境と調和した墓地の整備・充実に努めます。
- ・浜頓別墓地は、火葬場の建設に合せた整備を進めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
火葬場の整備・充実	・火葬場の建設
墓地の整備・充実	・墓地の整備